

寝屋川リトルシニア野球協会

会計規定

(2022.4.1 改訂)

1. 入会金 選手会員の入会時に、本会に収めること。

選手会員(A)	入会時のみ 12,000 円	本会会則第 17 条 3 項 iii)による。
選手会員(B) (兄弟姉妹入会中)	入会時のみ 6,000 円	本会会則第 17 条 3 項 iv)による。
選手会員(C) (ひとり親世帯)		

2. 会費及び協力金 選手会員 1 名につき、毎月本会に収めること。

(月払い額)

選手会員(A)	毎月 13,000 円	本会会則第 17 条 3 項 i)の会費を含む。
選手会員(B) (兄弟姉妹入会中)	毎月 8,000 円	本会会則第 17 条 3 項 ii)の会費を含む。
選手会員(C) (ひとり親世帯)		
特別選手会員 (中学 3 年の 9 月～ 翌年 2 月)	毎月 3,000 円	
休会中の会員	毎月 1,000 円	本会活動に参加しない状況を踏まえた特例措置。

(内訳:選手会員(A))

費目	金額	用途
会費	6,200 円	用具・グランド使用料等、本会及びチームの活動に必要な経費等
協力金	遠征費	遠征時の駐車場・車両燃料費等
	チーム車(バス)	買替積立金
	買替積立金	
	活動費	本会及びチームの活動に必要な諸経費・雑費等
計	13,000 円	

(内訳:選手会員(B)及び(C))

費目	金額	用途
会費	3,050 円	用具・グランド使用料等、本会及びチームの活動に必要な経費等
協力金	遠征費	遠征時の駐車場・車両燃料費等
	チーム車(バス)	買替積立金
	買替積立金	
	活動費	本会及びチームの活動に必要な諸経費・雑費等
計	8,000 円	

(内訳:特別選手会員)

費　目	金額	用途
会費	2,000 円	用具・グランド使用料等、本会及びチームの活動に必要な経費等
協力金	遠征費	遠征時の駐車場・車両燃料費等
	活動費	本会及びチームの活動に必要な諸経費・雑費等
計	3,000 円	

(内訳:休会中の選手会員)

費　目	金額	用途
会費	1,000 円	用具・グランド使用料等、本会及びチームの活動に必要な経費等
計	1,000 円	